

事務連絡
令和2年5月1日

各都道府県特別定額給付金担当部長 } 殿
各指定都市特別定額給付金担当局長 }

総務省自治行政局特別定額給付金室長

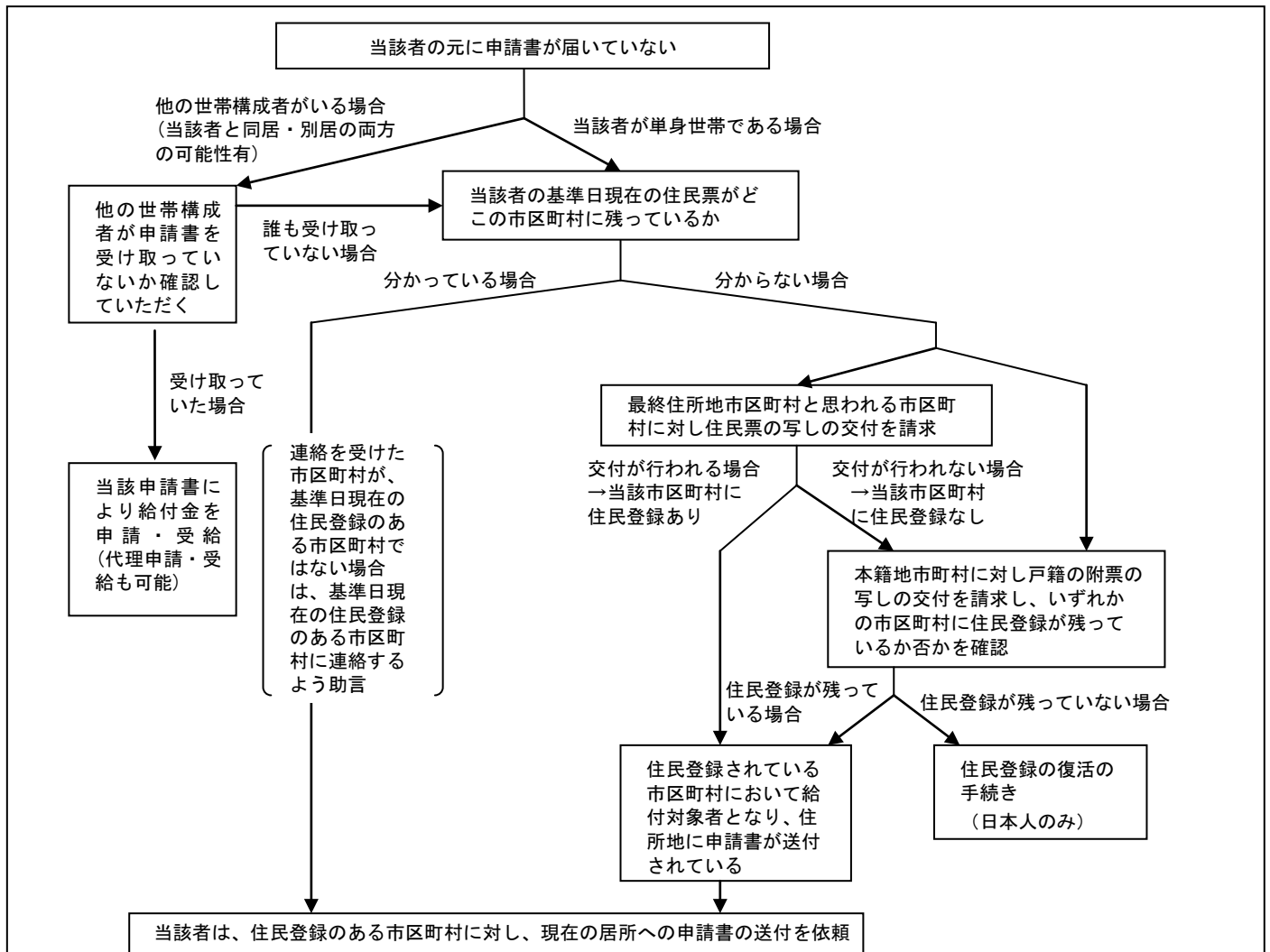
矯正施設や留置施設等の刑事収容施設等に入所している被収容者等が対象となる特別定額給付金の申請・受給の手続に係る留意事項等について

標記の件について、別紙1及び2のとおり取りまとめましたので、御対応いただきますようよろしくお願いいたします。

都道府県におかれましては、本事務連絡の趣旨について、管内の市区町村に対して御連絡いただくようお願いいたします。

お問合せ先
総務省特別定額給付金室
TEL:03-5253-5111 岸本

刑事収容施設等に入所している者で、住民票を当該施設に異動していないものが申請書入手する方法（フロー図）



この場合、依頼を受けた住民登録のある市区町村が申請書を送付する手続きとしては、次の(a)又は(b)の方法が想定される。

(a) 申請・受給権者名や給付額等の個人情報が空白の申請書を、市区町村から現在の居所へ送付（別添2（その1））

- ① 市区町村が、申請・受給権者から申請書が手元に届いていない旨、書面により連絡受け
- ② 上記申請書を送付。申請・受給権者は当該申請書に必要な事項を記載の上、市区町村に返送
- ③ 市区町村は、申請書の記載事項を確認の上、給付

※ 市区町村は、この場合、二重給付防止のため、給付リストに再発行を行った旨を記載するとともに、既発送分の申請書（【再発行】印がないもの）を原則無効とし、【再発行】印がある申請書を有効とすることが適当。また、このことについて説明する文書等を当該申請書に同封するなどし、申請・受給権者に明示的に伝える（仮に既発送申請書が届いた場合には申請・受給権者に確認をすることとする）。（下記 (b) ④においても同様の扱いとする）

(b) 申請・受給権者名や給付額等の個人情報が記載された申請書を、市区町村から現在の居所へ送付（別添2（その2））

※ この場合、市区町村は、十分な本人確認をした上で送付することが適当であり、例えば、以下のような手続きをとることが考えられる。

- ① 市区町村が、申請・受給権者から申請書が手元に届いていない旨、書面により連絡受け
- ② 市区町村は、送付依頼届（別添3）を申請・受給権者宛に送付
- ③ 申請・受給権者は当該依頼届に必要な事項を記載の上、市区町村に返送
- ④ 市区町村は当該依頼届を確認し、現在の居所へ申請書（別添2（その2））を送付

※ 上記②～④の代わりに、郵便で戸籍謄本を取る場合に準じて、市区町村が指示する必要事項を便せん等記入し、市区町村に送付してもらうことも可能（本人確認書類の写し等や第三者による確認等により、本人確認等を確実にするものとする）。

- ⑤ 申請・受給権者は申請書に必要な事項を記載の上、市区町村に返送
- ⑥ 市区町村は、申請書の記載事項を確認の上、給付
- ◎ 申請・受給権者本人による申請を原則とするが、代理人による場合には委任関係を明確にする書類を求めるものとする（令和2年4月27日事務連絡「特別定額給付金（仮称）の申請・受給の代理について」に則る）。
- ◎ 市区町村は、二重申請・給付の防止のため、(a)又は(b)において送付する各特別定額給付金申請書が再発行ないしは転送等である旨、明確となるようにすることが適当（例えば、【再発行】印を押すなど）。
- ◎ 入所者の本人確認方法については、刑事収容施設等の管理者の証明（様式不問）をもって確認することで差し支えない（給付金の申請においても同様）。

矯正施設や留置施設等の刑事収容施設等に入所している被収容者等が対象となる特別定額給付金の申請・受給の手続に係る留意事項

1 特別定額給付金の対象者について

法務省所管の矯正施設（刑事施設、少年院、少年鑑別所）や各都道府県警察に設置されている留置施設といった刑事収容施設等（以下「収容施設」という。）に入所している被収容者、在院（所）者及び留置されている被留置者（以下「被収容者等」という。）についても、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者の属する世帯の世帯主である場合には、受給権者となる（【別添1】4関係）。

2 特別定額給付金の申請方法について

- 特別定額給付金の申請方法は、①市区町村から申請・受給権者（世帯主）宛てに郵送された申請書類を返送する方式②マイナポータルからマイナンバーカードを活用して電子申請する方式③窓口で申請する方式のいずれかであるが、被収容者等が②又は③により申請を行うことは想定され得ないため、①の場合のみを検討すれば足りる（【別添1】6関係）。

- 被収容者等が、基準日において当該収容施設を住所地として住民登録している場合には、当該市区町村から当該収容施設に特別定額給付金の申請書が送付されることとなる。この場合、被収容者等は当該申請書に振込先口座等を記入して、必要書類とともに市区町村に返送することにより、特別定額給付金の申請を行うことが可能である。

なお、この場合における被収容者等に対する特別定額給付金の給付に係る本人確認については、公的な身分証明書等の写しがない場合も、申請書に被収容者等自らが署名等したものであることや当該収容施設に被収容者本人が在所していることを当該収容施設の管理者が証明（様式不問）した場合には、十分な本人確認がなされたものとして差し支えない。

- 一方、被収容者等が、当該収容施設に住民票を異動せず、基準日において元の住所地に住民登録している場合には、元の住所地に申請書が送付されることとなる。この場合において、被収容者等が単身世帯の場合には、当該申請書を受領することが困難であるため、住民登録している市区町村に対し、申請書の再発行及び当該収容施設への送付を依頼（【別添3】参照）することにより、当該収容施設において再発行された申請書を受領することが可能となる（【別添2】参照）。

なお、市区町村が申請書を当該収容施設に送付するに当たって本人確認を必要としている場合、市区町村は当該収容施設管理者の証明（様式不問）をもって確認することで差し支えない。

3 特別定額給付金の受給方法について

- 給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行うこととされている（【別添1】6関係）が、収容施設の被収容者等の受給に際し

ては、次のような事情を踏まえて、例外的に現金書留による給付を行うことも差し支えないものとする。

- ① 収容施設の被収容者等が特別定額給付金を受け取る手段として、現金書留以外で受け取ることが困難であること。
- ② 収容施設の場合、現金書留封筒を開ける際は当該収容施設の職員が法令の規定により開封し(刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第44条第3号等)、現金書留の封入額の中身を、当該収容施設の職員が確実に確認することができること(封入額が不足しているというトラブルが発生しないこと)。

※ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)

(金品の検査)

第44条 刑事施設の職員は、次に掲げる金品について、検査を行うことができる。

一及び二(略)

三 被収容者に交付するため当該被収容者以外の者が刑事施設に持参し、又は送付した現金及び物品

(金品の検査)

第191条 留置業務に従事する職員は、次に掲げる金品について、検査を行うことができる。

一及び二(略)

三 被留置者に交付するため当該被留置者以外の者が留置施設に持参し、又は送付した現金及び物品

※ 少年院法(平成26年法律第58号)

(金品の検査)

第64条 少年院の職員は、次に掲げる金品について、検査を行うことができる。

一及び二(略)

三 在院者に交付するため当該在院者以外の者が少年院に持参し、又は送付した現金及び物品

※ 少年鑑別所法(平成26年法律第59号)

(金品の検査)

第45条 少年鑑別所の職員は、次に掲げる金品について、検査を行うことができる。

一及び二(略)

三 在所者に交付するため当該在所者以外の者が少年鑑別所に持参し、又は送付した現金及び物品

- ③ 特別定額給付金を受け取った旨の領収書を市町村が確実に受け取ることができること(領収書は支出証拠書類として検査に際し必要となる)。

- 市区町村が、当該収容施設に対し、特別定額給付金を現金書留で給付する場合には、給付金と領収書とを引き換えることとするため、現金に併せて領収書(【別添4】参照)及び料金受取人払いの返信用封筒(【別添5】参照)を同封の上、領収書に受領した日付及び被収容者等の自筆による署名がなされたものを当該返信用封筒により返送してもらうこととする。この際、間違い防止のため、市区町村はあらかじめ領収書に給付金額を明記しておくこと。なお、被収容者等が現金書留を受け取るとは可能であり、領収書を確実に返送することができる旨、法務省及び警察庁に確認済みである。また、この場合の郵送料金については、事務費の対象となる。

4 被収容者等の所在地の変更について

被収容者等が収容施設間を移動することや収容施設を出所することに伴い、申請時点と給付時点で、当該被収容者等の所在地が異なることがある。このため、現金書留により給付を行う場合には、申請書(【別添2】参照)の市

区町村への返送とともに、申請後に、所在地の変更があったときは、その旨及び新しい居所を申請先市区町村に連絡することを被収容者等に誓約させることとし、当該連絡がないこと等により、現金書留が返送された場合には、申請が取り下げられたものとみなして差し支えないこととする（様式自由とするが、参考例として【別添6】を示す。申請書（【別添2】参照）とともに被収容者等に送付することが考えられる。）

5 関係省庁の対応について

収容施設の被収容者等の本人確認等に当たっては、法務省及び警察庁から各法務省所管施設及び各都道府県警察宛てに必要な便宜を図ること等について周知を行うための事務連絡が発出される予定である。

特別定額給付金事業の概要

1. 施策の目的

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）において、「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、(中略)人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う。

2. 事業費（令和2年度補正予算（第1号）案計上額）

12兆8,802億93百万円

・ 給付事業費	12兆7,344億14百万円
・ 事務費	1,458億79百万円

3. 事業の実施主体と経費負担

- ・ 実施主体は市区町村
- ・ 実施に要する経費（給付事業費及び事務費）については、国が補助（補助率10/10）

4. 給付対象者及び受給権者

- ・ 給付対象者は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている者
- ・ 受給権者は、その者の属する世帯の世帯主

5. 給付額

給付対象者1人につき10万円

6. 給付金の申請及び給付の方法

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の①及び②を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。

（※）なお、やむを得ない場合に限り、窓口における申請及び給付を認める。その際、受付窓口の分散や消毒薬の配置といった感染拡大防止策の徹底を図る。

① 郵送申請方式

- ・ 市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送

② オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）

- ・ マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請（電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要）

7. 受付及び給付開始日

- ・ 市区町村において決定（緊急経済対策の趣旨を踏まえ、可能な限り迅速な支給開始を目指すことを願います）
- ・ 「①郵送申請方式」「②オンライン申請方式」それぞれに受付開始日を設定可能
- ・ 申請期限は、郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内

特別定額給付金申請書

別添2(その1)

申請日	令和 年 月 日
令和2年4月27日時点の住民票所在市区町村	
市区町村長殿	

再発行



○ 世帯主(申請・受給権者)

(フリガナ)	現 住 所	生年月日
氏 名		明治・大正・昭和・平成
署名(又は記名押印)	日中に連絡可能な電話番号 ()	年 月 日

下記の事項に同意の上、特別定額給付金を申請します。

- ① 受給資格の確認に当たり、公簿等で確認を行うことがあります。
- ② 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。また、他の市区町村に居住地の確認をさせていただくことがあります。
- ③ 市区町村が、下記に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振り込みが完了せず、かつ、申請受付開始日から3ヶ月後の申請期限までに、市区町村が、世帯主(申請・受給者)又はその代理人に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものと見なします。
- ④ 他の市区町村で特別定額給付金を受給した場合には、返還をしていただきます。
- ⑤ 住民基本台帳に登録されている者の属する世帯の世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明した場合には、返還をしていただきます。

○ 給付対象者(下記の記載内容を御確認ください。もし記載の誤りや右欄で受給を希望しない方があれば、朱書きで訂正してください)

氏名	続柄	生年月日	給付金の受給を希望されない方は チェック欄(□)に×印を御記入ください。
1			<input type="checkbox"/>
2			<input type="checkbox"/>
3			<input type="checkbox"/>
4			<input type="checkbox"/>
5			<input type="checkbox"/>
6			<input type="checkbox"/>
合計金額		円	

○ 受取方法 (希望する受取方法(下記のA又はB)のチェック欄(□)に『レ』を入れて、必要事項を御記入ください。)

A 指定の金融機関口座(世帯主(申請・受給権者)又はその代理人の口座に限ります。)への振込を希望

この口座が当市区町村の水道料、住民税等の引落し、児童手当等の受給に現に使用している口座であって、世帯主(申請・受給権者)の名義である場合(この場合は通帳やキャッシュカードのコピーを添付する必要はありません。)
また、当該口座の確認について、水道部局、税部局等に照会を行うことを承諾します。

(希望する口座) 水道料引落口座 住民税等の引落口座 児童手当等の受給口座

【受取口座記入欄】(長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

※通帳番号の記載誤りがないか再度御確認ください。通帳番号の記載誤りがあると、給付が遅れることがあります。

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支 店 名	分類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
支店コード				

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は、※欄に御記入ください。)	通帳番号 (右詰めでお書きください)	(フリガナ) 口座名義
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。	※		

B 本申請書を窓口で提出し、後日、給付(この場合は、申請書の郵送の必要はありません。)

(金融機関の口座がない方や金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方が対象となります。)

代理人が申請する場合は、裏面の代理申請(受給)に御記載ください。

(申請書裏面)

【代理申請(受給)を行う場合】

代理人	(フリガナ)	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、特別定額給付金の		を委任します。 ← 法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。	世帯主氏名	署名(又は記名押印)
申請・請求 受給 申請・請求及び受給				(印)

申請者本人確認書類

写し貼り付け

- ・運転免許証のコピー
- ・マイナンバーカードのコピー
- ・健康保険証のコピー
- ・年金手帳のコピー 等

※ 代理申請(受給)を行う場合は、代理人の本人確認の写しも添付してください。

振込先金融機関口座確認書類
写し貼付け

通帳(口座番号が書かれた部分)のコピー
または
キャッシュカードのコピー 等

チェックリスト

(以下の項目について必ず御確認の上、確認後はチェック欄(□)にレを入れてください。)

- ① 御記入いただきました項目に記載漏れ、記載誤りがないか再度御確認ください。
- ② 特に、御記入いただいた通帳番号と添付した通帳のコピーの番号が一致することを御確認ください。
- ③ 添付資料に漏れがないか御確認ください。

特別定額給付金申請書

別添2(その2)

申請日	令和 年 月 日
令和2年4月27日時点の住民票所在市区町村	
市区町村長殿	

再発行



○ 世帯主(申請・受給権者)

(フリガナ)	現 住 所	生年月日
氏 名		
プレプリント	プレプリント住所△プレプリント方書	明治・大正・昭和・平成
署名(又は記名押印)		
(印)	日中に連絡可能な電話番号 ()	年 月 日

下記の事項に同意の上、特別定額給付金を申請します。

- ① 受給資格の確認に当たり、公簿等で確認を行うことがあります。
- ② 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出をお願いします。また、他の市区町村に居住地の確認をさせていただくことがあります。
- ③ 市区町村が、下記に記載された受取口座に振込手続後、記載間違い等の事由により振り込みが完了せず、かつ、申請受付開始日から3ヶ月後の申請期限までに、市区町村が、世帯主(申請・受給者)又はその代理人に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請が取り下げられたものと見なします。
- ④ 他の市区町村で特別定額給付金を受給した場合には、返還をしていただきます。
- ⑤ 住民基本台帳に登録されている者の属する世帯の世帯主以外の世帯員が、一定の事由により、特別定額給付金を受給していることが判明した場合には、返還をしていただきます。

○ 給付対象者(下記の記載内容を御確認ください。もし記載の誤りや右欄で受給を希望しない方があれば、朱書きで訂正してください)

	氏名	続柄	生年月日	給付金の受給を希望されない方は チェック欄(□)に×印を御記入ください。
1	千代田 太郎	世帯主	昭和60年10月1日	<input type="checkbox"/>
2	千代田 花子	妻	平成2年4月1日	<input type="checkbox"/>
3	千代田 直子	子	令和元年12月31日	<input type="checkbox"/>
4				<input type="checkbox"/>
5				<input type="checkbox"/>
6				<input type="checkbox"/>
合計金額		3 0 0 , 0 0 0 円		

○ 受取方法 (希望する受取方法(下記のA又はB)のチェック欄(□)に『レ』を入れて、必要事項を御記入ください。)

A 指定の金融機関口座(世帯主(申請・受給権者)又はその代理人の口座に限ります。)への振込を希望

この口座が当市区町村の水道料、住民税等の引落とし、児童手当等の受給に現に使用している口座であって、世帯主(申請・受給権者)の名義である場合(この場合は通帳やキャッシュカードのコピーを添付する必要があります。)
また、当該口座の確認について、水道部局、税部局等に照会を行うことを承諾します。

(希望する口座) 水道料引落口座 住民税等の引落口座 児童手当等の受給口座

【受取口座記入欄】(長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

※通帳番号の記載誤りがないか再度御確認ください。通帳番号の記載誤りがあると、給付が遅れることがあります。

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支 店 名	分類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ) 口座名義
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は、※欄に御記入ください。)	通帳番号 (右詰めでお書きください)	(フリガナ) 口座名義
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。	※		
	1 0		

B 本申請書を窓口で提出し、後日、給付(この場合は、申請書の郵送の必要はありません。)

(金融機関の口座がない方や金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方が対象となります。)

代理人が申請する場合は、裏面の代理申請(受給)に御記載ください。

(申請書裏面)

【代理申請(受給)を行う場合】

代理人	(フリガナ)	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、特別定額給付金の		を委任します。 ← 法定代理の場合は、委任方法の選択は不要です。	世帯主氏名	署名(又は記名押印)
申請・請求 受給 申請・請求及び受給				(印)

申請者本人確認書類

写し貼り付け

- ・運転免許証のコピー
- ・マイナンバーカードのコピー
- ・健康保険証のコピー
- ・年金手帳のコピー 等

※ 代理申請(受給)を行う場合は、代理人の本人確認の写しも添付してください。

振込先金融機関口座確認書類
写し貼付け

通帳(口座番号が書かれた部分)のコピー
または
キャッシュカードのコピー 等

チェックリスト

(以下の項目について必ず御確認の上、確認後はチェック欄(□)にレを入れてください。)

- ① 御記入いただきました項目に記載漏れ、記載誤りがないか再度御確認ください。
- ② 特に、御記入いただいた通帳番号と添付した通帳のコピーの番号が一致することを御確認ください。
- ③ 添付資料に漏れがないか御確認ください。

申請書 送付 依頼届 ひな形

特別定額給付金申請書 送付 依頼届

私(申請・受給権者)は、下記の事由により特別定額給付金に係る申請書等を受け取っておりませんので、現在の居所である以下の宛先に特別定額給付金申請書の 送付 をお願いします。

令和2年 月 日

市(区町村)長殿

- 現在の居所:特別定額給付金申請書送付先住所・電話番号(住所) (電話)
- 申請・受給権者
ふりがな (氏名) (印)
- 令和2年4月27日(基準日)現在の住民票記載の住所地 (住民票住所地)

1 特別定額給付金受給対象者(令和2年4月27日(基準日)現在の住民票記載の申請・受給権者(世帯主)及び世帯構成者を記載のこと)

	氏名	生年月日	続柄
(申請・受給権者)→ 1	ふりがな	明・大・昭・平	
2	ふりがな	明・大・昭・平	
3	ふりがな	明・大・昭・平	
4	ふりがな	明・大・昭・平	
5	ふりがな	明・大・昭・平	

※世帯構成者の記入欄が足りない場合は、適宜別紙を用いて記入するなどして明らかにし、本届と一緒に返送すること。

2 申請・受給権者が申請書を受け取っていない理由

(受け取っていない理由:該当する口に✓を入れること)

現在、基準日の住民票記載の住所地に居住せず、下記理由により申請書が受け取れていない。

- (イ)基準日以降に転出
- (ロ)出産・出張等短期不在
- (ハ)病院等入院
- (ニ)その他の理由(下記に具体的に記入すること)

3 現在の居所、申請・受給権者の本人確認 (下記のいずれかより選択し、該当する口に✓を入れること)

- 本人確認できる公的身分証明書類の写し(現住の居所がわかる書類(写しでも可))を裏面に貼付け
- 第三者による現住の居所及び本人であることの確認(下記の欄に第三者が記入)

※ ここでいう「第三者」とは、入居等している施設の長(管理者を含む。以下同じ。)、公的機関の長等を指します。

私(上記「第三者」)は、上記申請・受給者がこの依頼届を申請する本人であり、上記の現在の居所に住んでいることを証明します。なお、市(区町村)からの確認の連絡に応じることを承諾します。

(ふりがな)	(ふりがな)
機関名・役職・連絡先	氏名
電話 ()	(印)

※記名押印にかえて署名することができます。

(送付依頼届裏面)

申請者本人確認書類

写し 貼付け

現在の居所がわかる書類

(写し) 貼付け

記載要領

特別定額給付金申請書 送付 依頼届

私(申請・受給権者)は、下記の事由により特別定額給付金に係る申請書等を受け取っておりませんので、現在の居所である以下の宛先に特別定額給付金申請書の 送付 をお願いします。

令和2年 5月 20日

市(区町村)殿

○ 現在の居所:特別定額給付金申請書送付先住所・電話番号
(住 所) 東京都〇区〇丁目〇番地〇(電話)〇〇-〇〇-〇〇 / 123 New Gd, Rd, #12 ACT, RI 12 USA

○ 申請・受給権者
ふりがな かすみがせき たろう
(氏 名) 霞ヶ関 太郎

○ 令和2年4月27日(基準日)現在の住民票記載の住所地
(住民票住所地) 大阪府〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇

1 特別定額給付金受給対象者(令和2年4月27日(基準日)現在の住民票記載の申請・受給権者(世帯主)及び世帯構成員を記入のこと)

氏 名	生年月日	続柄
ふりがな かすみがせき たろう 霞ヶ関 太郎	明・大・昭・平 〇年〇月〇日	世帯主
ふりがな かすみがせき はなこ 霞ヶ関 花子	明・大・昭・平 〇年〇月〇日	妻
ふりがな かすみがせき いちろう 霞ヶ関 一郎	明・大・昭・平 〇年〇月〇日	子
ふりがな かすみがせき じろう 霞ヶ関 二郎	明・大・昭・平 〇年〇月〇日	子
ふりがな かすみがせき さぶろう 霞ヶ関 三郎	明・大・昭・平 〇年〇月〇日	子

※世帯構成員の記入欄が足りない場合は、適宜別紙を用いて記入するなどして明らかにし、本届と一緒に返送すること

2 申請・受給権者が申請書を受け取っていない理由
(受け取っていない理由:該当する口に✓を入れること)

現在、基準日の住民票記載の住所地に居住せず、下記理由により申請書が受け取れていない。

(イ)基準日以降に転出 (ロ)出産・出張等短期不在 (ハ)病院等入院

(ニ)その他の理由(下記に具体的に記入すること)

(例) 〇〇のため、〇月〇日から現住所である〇〇に居るため。

3 現在の居所、申請・受給権者の本人確認 (下記のいずれかより選択し、該当する口に✓を入れること。)

第三者による現在の居所及び本人であることの確認(下記の欄に第三者が記入)
※ ここでいう「第三者」とは、入居等している施設の長(管理者を含む。以下同じ。)、公的機関の長等を指します。本人確認できる公的身分証明書類の写し(現住の居所がわかる書類(写しでも可))を裏面に貼付け
私(上記「第三者」)は、上記申請・受給者がこの依頼届を申請する本人であり、上記の現在の居所に住んでいることを証明します。
なお、市(区町村)からの確認の連絡に応じることを承諾します。

機 関 名 ・ 役 職 ・ 連 絡 先 〇〇はいしんばらう	氏 名 そうざい けいぎょう
〇〇 刑務所長	総務 行政 公印
電話 xx (xx) xx	

※記名押印にかえて署名することができます。

① 記入時の日付をご記入ください。

② 現住所をご記入ください。
※ご確認のために連絡することもありますので、電話番号も忘れずにご記入ください。

③ 申請・受給権者の氏名をご記入ください。
※記名押印にかえて署名することができます。

④ 令和2年4月27日現在(基準日)の住民票記載の住所地をご記入ください。

⑤ 令和2年4月27日(基準日)現在の住民票記載の申請・受給権者(世帯主)及び世帯構成員をご記入ください。

⑥ 記入欄が足りない場合には、適宜用紙を用いて、記入ができなかった世帯構成員をご記入のうえ、本届と一緒に返送してください。

⑦ 現在の居所への申請書送付依頼に用います。
※転送の理由に付き、該当する口にチェックを入れ、例にない場合には、(ニ)にチェックの上、具体的な理由をご記入ください。

⑧-1 現住所がわかる書類とは、現住所が記載されている書類(公的機関が発行等した書類)を指します。
例:「公共料金領収証」電気・都市ガス・水道・電話の領収に係るものなど。外国に居住する者にあつては、適宜現住所がわかる書類

⑧-2 公的身分証明書類の写しを裏面に貼付してください。

⑨ 第三者による現住所及び本人であることの確認は、申請・受給権者が刑務所に入所しているなど、現住所を客観的に証明できる書類が手元にないような場合などに用います。
なお、この場合には、第三者に対して、市町村から確認の連絡をさせていただくことがあります。

領収書 ひな形

特別定額給付金 領収書

私(申請・受給者)は、下記のとおり特別定額給付金を確かに受け取りいたしました。

令和2年 月 日

〇〇市(区町村)長殿

○ 申請・受給者

ふ り が な

(氏 名)

○ 受領した金額

特別定額給付金 領収書

記入例

私(申請・受給者)は、下記のとおり特別定額給付金を確かに受け取りいたしました。

令和2年 月 日

〇〇市(区町村)長殿

○ 申請・受給者

ふ り が な

(氏 名)

○ 受領した金額

市町村は、あらかじめ給付金額を記入しておくこと。

¥ 〇〇〇, 〇〇〇円

朱書き
封筒

目録封

郵便
切手

□□□□-□□□□

(太線のなかだけボールペンで強くご記入ください。)

現金書留票の〇〇年保存()月 日 号便

お 受 取 人	おところ	摘要
	おなまえ	
	でんわ ☎ ()	

引取郵便 中	摘要
-----------	----

引取郵便 中	郵便料	円	引取 要 償 額	円	引取 日 付 印
-----------	-----	---	-------------------	---	-------------------

お 取 入	摘要
-------------	----

差 出 人	おところ (郵便番号 -)
	おなまえ
	でんわ ☎ ()

特別定額給付金在中

現金書留
引取書

見本

令和 年 月 日

〇〇市（区町村）長 殿

私（申請・受給権者）は、特別定額給付金の受取について、下記の施設へ現金書留により送付する方法を希望いたします。

また、下記の施設から他の施設への移動又は出所等した場合には、速やかに、その旨及び新しい居所を〇〇市（区町村）に連絡することを誓約します。

なお、当該連絡をしなかったほか、新しい居所でも不在であることにより、現金書留を受け取ることができなかった場合には、申請を取り下げたものとして取り扱われることに同意します。

施設名：〇〇〇〇

所在地：〇〇県〇〇市〇〇町

〇申請・受給権者

ふりがな

（氏名）
